

行 財 政 改 革

～しあわせ倍増に必要な基盤づくり～

- 徹底した行財政改革と生産性の高い都市経営
- 行政の無駄をなくし、コスト削減への取組
- 行政情報の積極的な「見える化」

厳しい経済状況の中で、市政の舵取りを行っていくためには、行政の無駄をなくし、コストの削減に取り組むとともに、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要となります。

民間人専門家を入れた行財政改革推進本部を市長直轄組織として設置し、行政改革の分野ごとにチームを置き、民間の経営感覚や経営手法を参考とするなど、行財政改革に積極的に取り組み、少ない予算で大きな効果を上げる生産性の高い都市経営を推進します。

行財政改革

- 1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)
- 2 すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。(すぐ)
- 3 区長マニフェストを全区長が策定するようにします。(すぐ)
- 4 市長の退職手当を50%減額します。(すぐ)
- 5 市長給与を10%減額します。(すぐ)
- 6 指定管理者の指定などにおける透明性を確保します。(すぐ)
- 7 一職員一改革提案制度を創設します。(すぐ)
- 8 政令市初の予算編成過程の透明化も含め、徹底的な情報公開を行います。(すぐ)
- 9 情報公開日本一を実現します。(2年以内)
- 10 外郭団体の長への市長・副市長の兼職を廃止します。(2年以内)
- 11 職員の自動的な天下りを廃止します。(2年以内)
- 12 行政職への民間人登用を含め、実力ある人を適材適所に配置します。(2年以内)
- 13 電子市役所を構築します。(4年以内)

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。（すぐ）

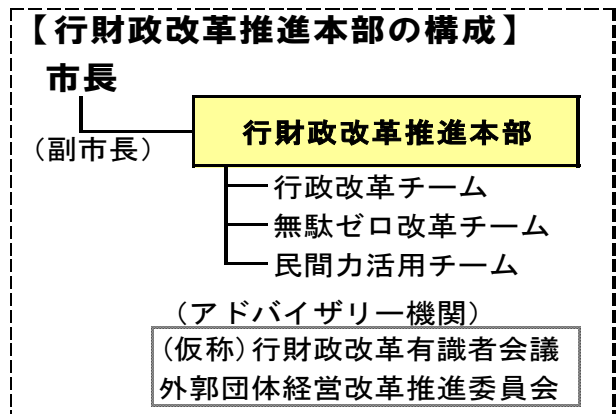
《1-1 行財政改革推進本部の設置》

① 数値目標等（取組指標・方針）

・平成21年11月に、「行財政改革推進本部」を市長直轄組織として設置し、民間人専門家を登用します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・行政改革を担当している改革推進室は、総務局内の内部組織として設置されており、市長直轄の組織とはなっていません。
- ・改革推進室に任期付採用による民間人は採用していません。



② 取組内容

- ・新たな観点から行財政改革を推進するために、平成21年11月に「行財政改革推進本部」を市長直轄の局相当の組織として設置し、平成21年度中に、任期付採用により民間人を登用します。
- ・行財政改革推進本部に行政改革チーム、無駄ゼロ改革チーム、民間力活用チームを置くとともに、より専門的見地からアドバイスを行う市長のアドバイザー機関として、「(仮称)行財政改革有識者会議」、「外郭団体経営改革推進委員会」を設置し、積極的な行財政改革を推進します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
組織の設置		● 11月設置	→		
行財政改革の推進		→			
(仮称)行財政改革有識者会議・外郭団体経営改革推進委員会の設置		→			

所管課 行財政改革推進本部 行政改革チーム (問合せ先：048-829-1108)

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。（すぐ）

《1-2 事務事業評価の見直し》

① 数値目標等（取組指標・方針）

・「行財政改革推進本部」において、事務事業評価（注1）の新たな評価方法等を構築し、すべての事務事業を見直し、平成24年度末までに100事業の縮小又は廃止を行います。

現状（平成21年3月末時点）

- 平成19年度に実施したすべての事務事業（1,683事業）に対する評価を行い、区役所業務等評価を除く1,561事業について次年度予算の方向性を検討し、22事業を廃止と判定しました。
- 外部評価については、平成19年度の実施事業を対象として、有識者からなる「さいたま市行政改革推進懇話会2005外部評価会議」において、委員が選定した28事業に対する外部評価が行われ、大半の事業が「概ね適切」と判定された一方で、7事業が「やや不適切・やや不十分」と判定されました。

○平成20年度事務事業評価の結果
事務事業評価（区役所業務等評価以外）
＜平成21年度予算の方向性＞

評価区分	事業数	構成比
↑ 大幅に増加（重点化）	135	8.6%
やや増加	298	19.1%
→ 現状維持	849	54.4%
やや削減	73	4.7%
↓ 大幅に削減	50	3.2%
× 廃止	22	1.4%
- 該当なし（予算なし）	134	8.6%
計	1,561	100.0%

○平成20年度事務事業 外部評価結果
（選定した28事業に対する外部評価）
＜平成19年度事業の実施状況＞

評価区分	事業数	構成比
A 適切・十分	0	0.0%
B 概ね適切・概ね十分	21	75.0%
C やや不適切・やや不十分	7	25.0%
D 不適切・不十分	0	0.0%
計	28	100.0%

② 取組内容

- 平成21年11月に設置する「行財政改革推進本部」の無駄ゼロ改革チームにおいて、評価の更なる透明性と客観性を高めるために新たな評価方法などを構築します。
- 既存事業については、事務事業の見直しと新たな評価方法などによる選択と集中を行い、平成24年度末までに100事業の縮小又は廃止を行います。

③ 事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止	25事業			
新たな評価方法等の構築				
新たな評価方法による事務事業の見直しによる事業の縮小・廃止		25事業 （累計：50事業）	25事業 （累計：75事業）	25事業 （累計：100事業）

（注1）事務事業評価とは、前年度に市が実施した全分野の事務事業を対象に、その実施状況等を検証、分析し、今後の改善策を検討するもの。

所管課 行財政改革推進本部 無駄ゼロ改革チーム （問合せ先：048-829-1108）

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-3 補助事業の見直し》

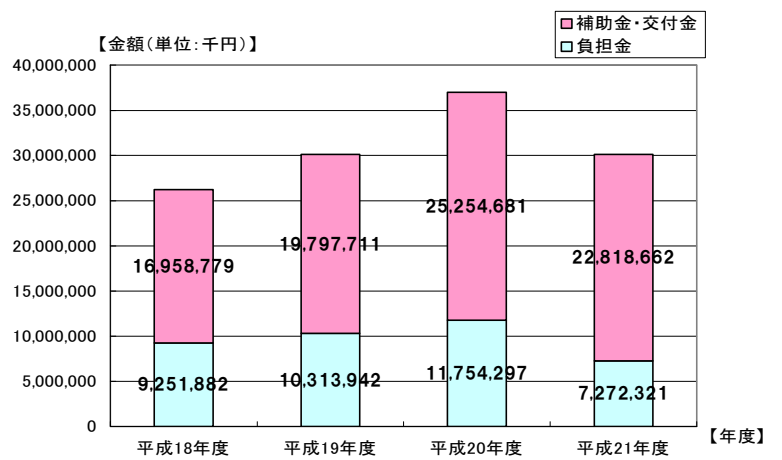
① 数値目標等（取組指標・方針）

・すべての補助金等について、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対応し、公正かつ効率的な制度とするため、「聖域なき見直し」を平成22年度予算から実施します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・補助金等(補助金・負担金・交付金その他の給付金で反対給付を受けないもの)については、「さいたま市行政改革推進プラン」において、その目的や役割、成果等の観点から見直すこととしています。
- ・平成19年度に「さいたま市補助金等の見直しに関する基本方針」を定め、事務事業評価を活用した見直しを進めています。

【一般会計の補助金・交付金・負担金の状況】



② 取組内容

- ・すべての補助金等について、社会経済情勢の動向、市の施策の推進、市民等のニーズ、事業効果等の観点から見直しの基準（指標）を策定します。
- ・見直し基準（指標）に基づき、平成22年度予算から反映します。
- ・補助金等の見直しの内容について、毎年度、検証・公表します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
見直し基準(指標)策定		→			
予算への反映		→	→	→	→
検証・公表		→	→	→	→

所管課 行財政改革推進本部 無駄ゼロ改革チーム
 財政局 財政部 財政課

(問合せ先：048-829-1108)
 (問合せ先：048-829-1153)

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。(すぐ)

《1-4 外郭団体改革》

① 数値目標等（取組指標・方針）

・平成21年7月に、「外郭団体経営改革推進委員会」を設置します。
 ・平成21年度中に、「(仮称)さいたま市外郭団体改革プラン」を策定します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・外郭団体(注1)改革については、平成17年度から平成20年度までの4年間で、3つの団体の廃止、市補助金年間約2億円の削減、派遣職員の半減(57人削減)などを実施しました。
- ・平成20年12月に、市の外郭団体を、より公益的な役割を担う団体へと集中化、スリム化することを内容とする「外郭団体改革の基本方針」を策定しました。
- ・「外郭団体改革の基本方針」では、平成20年度から平成25年度までに、株式会社を除く17団体から12団体に、5団体の削減などを行い、改革による削減効果の総額を約30億円(改革実施から約10年間の概算推計)と推計しています。

【外郭団体一覧 (H20. 4. 1現在)】

No.	名称
1	(財)さいたま市国際交流協会
2	さいたま市土地開発公社
3	(財)さいたま市公立施設管理公社
4	(財)さいたま市文化振興事業団
5	(財)さいたま市浦和地域医療センター
6	浦和総業株式会社
7	(社福)さいたま市社会福祉協議会
8	(社福)さいたま市社会福祉事業団
9	(社)さいたま市シルバー人材センター
10	(財)さいたま市在宅ケア サービス公社
11	浦和商業開発株式会社
12	(財)さいたま市産業創造財団
13	(社)さいたま観光コンベンションビューロー
14	(財)浦和パーキングセンター
15	(財)さいたま市公園緑地協会
16	(財)さいたま市都市整備公社
17	(財)さいたま市土地区画整理協会
18	与野都市開発株式会社
19	北浦和ターミナルビル株式会社
20	岩槻都市振興株式会社
21	(財)さいたま市体育協会
22	(財)埼玉水道サービス公社

② 取組内容

- ・平成21年7月に、外部の専門的、客観的な視点からの意見や助言等を取り入れるため、民間人専門家による「外郭団体経営改革推進委員会」を設置します。
- ・平成21年度中に、外郭団体の健全な発展と市の行財政運営の効率化に資する「(仮称)外郭団体改革プラン」を策定します。
- ・継続的に各団体の経営状況や改革の進捗を監視し、外郭団体の経営改革や体質改善を促進していきます。

③ 事業計画（工程表）

年度	H21	H22	H23	H24
実施事業等				
外郭団体経営改革推進委員会の設置	● 7月			
外郭団体改革プランの策定	→			
各外郭団体の統廃合等の実施		→		

(注1)外郭団体とは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している団体及び市の人的又は財政的援助を行っている団体など、さいたま市外郭団体指導要綱に定める22団体をいう。

所管課 行財政改革推進本部 民間力活用チーム (問合せ先：048-829-1108)

1 民間人専門家を入れた行政改革推進チームを、市長直轄組織として設置します。（すぐ）

《1-5 公共施設マネジメント会議設置》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度中に、基礎調査、基本方針の策定を行います。
- ・平成22年度中に、「公共施設マネジメント会議」を設置します。
- ・平成23年度末までに、公共施設等の効率的な管理運営を推進するため、土地を含む公有財産について、ストックマネジメント（注1）に重点を置いた「公共施設マネジメント計画」を策定します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・一貫性ある公共施設の配置方針を確立するため、市民の誰もが自由かつ選択的に利用できる施設（市民利用施設）を対象として、「公共施設適正配置方針」を平成15年3月に策定しています。
- ・土地を含む公有財産の有効活用や施設の適切な改修・維持管理などのストックマネジメントは、主に所管ごとに行っており、全庁的・総合的な視点からは行っていません。

【施設分類ごとの公の施設数】

施設分類	施設数
レクリエーション・スポーツ施設	16
産業振興施設	9
基盤施設	107
文教施設	125
社会福祉施設	210
合計	467

② 取組内容

- ・平成21年度中に、基礎調査、基本方針の策定を行います。
- ・平成22年度中に、市民・有識者を含む「公共施設マネジメント会議」を設置し、市民ニーズや人口動態等を踏まえた、より効率的な公共施設の適正配置の観点から現況調査を行い、公有財産の現状と課題の分析を行います。
- ・土地を含む公有財産の有効活用や既存施設の統廃合、適切な改修・維持管理計画、稼働率向上策等を検討し、ストックマネジメントにも重点を置いた「公共施設マネジメント計画」を策定します。

③ 事業計画（工程表）



年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
公共施設マネジメント基礎調査・基本方針の策定	➡			
公共施設マネジメント会議の設置		● 設置		
公共施設現況調査の実施		➡		
公共施設マネジメント計画の策定・実施			➡	

（注1）ストックマネジメントとは、構造物や施設などの建築物の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法。
このストックマネジメントにより、施設の社会的需要や老朽度の判定、改修時の費用対効果等を総合的に勘案した上で、解体、用途変更、改修、改築など、その施設にとってどれがよりよい方法なのか判断することができる。

所管課	行財政改革推進本部	行政改革チーム	（問合せ先：048-829-1108）
	政策局 政策企画部	企画調整課	（問合せ先：048-829-1035）
	財政局 財政部	財政課	（問合せ先：048-829-1153）
	財政局 財政部	用地管財課	（問合せ先：048-829-1190）

2 すべての窓口業務を区役所で行えるようにします。（すぐ）

～区役所あり方見直しプロジェクト～

<p>現状等</p>	<p>○社会情勢の急激な変化 ○多様化する市民ニーズ ○区役所では取り扱っていない窓口業務がある</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>区役所が担うべき役割・機能や業務、組織のあり方の見直しが必要とされている。</p>
<p>プロジェクトの基本的な取組方針</p>	<p style="text-align: center;">～日本一身近で、はやい行政を目指して～</p> <p style="text-align: center;">窓口サービスの向上・市民満足度のアップ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>区民ニーズ・地域課題に自主的・主体的に対応できる区役所の構築</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>区役所における新たな組織・人事等システムの構築</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>区役所の総合行政機能の強化・充実</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>本庁・区役所・事業所等の業務全般に渡る役割分担の再整理</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>市民意見の反映</p> </div>
<p>プロジェクトの取組指標</p>	<p>事業調書</p> <p>2-1 平成21年度中に、市民が参画する「区役所のあり方検討委員会」を設置します。</p> <p>2-1 平成22年度中に、本庁・区役所・事業所等の役割分担を整理し、区役所における窓口業務の改善と区長への権限移譲の範囲を定め、平成23年度から区役所で取り扱える窓口業務を拡大します。</p> <p>2-2 区の独自性・裁量性が発揮できるよう、予算制度を改革します。</p> <p>2-3 平成22年度末までに、区の独自性・裁量性が発揮できるよう、区長の組織や人事配置の権限を見直します。</p> <p>2-4 区民の声さがさらに区政に反映できるよう、平成21年7月に区長直轄の「くらし応援室」を設置します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>
<p>統括責任課</p>	<p>区政推進課</p>
<p>関係所管課</p>	<p>総務課 人事課 財政課 税制課 市民総務課 健康増進課 土木総務課 区役所</p>

※ マニフェストでは、区役所において市民に身近な行政サービスを総合的に最大限提供することを「すべての窓口業務」という言葉で表現しました。

《2-1 窓口改革・権限移譲（統括）》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年度中に、市民が参画する「区役所のあり方検討委員会」を設置します。
- 平成22年度中に、本庁・区役所・事業所等の役割分担を整理し、区役所における窓口業務の改善と区長への権限移譲の範囲を定め、平成23年度から区役所で取り扱う窓口業務を拡大します。

現状（平成21年3月末時点）

- 区役所では、住民票や印鑑証明書の交付受付など、市民生活に密着した届出や申請についての窓口業務を行っています。

【政令指定都市における区役所の数】

札幌市	10	京都市	11
仙台市	5	大阪市	24
千葉市	6	堺市	7
川崎市	7	神戸市	9
横浜市	18	岡山市	4
新潟市	8	広島市	8
静岡市	3	北九州市	7
浜松市	7	福岡市	7
名古屋市	16	さいたま市	10

（平成21年4月1日現在）

② 取組内容

- 公募による市民や学識経験者などからなる「区役所のあり方検討委員会」を設置し、本庁・区役所・事業所等の役割分担を整理し、区役所へ移譲すべき業務の選定を行います。
- 市民が望む区役所で取り扱うべき窓口業務を把握するため、区民アンケートなどによる調査を実施します。
- 窓口業務の見直しに当たっては、費用対効果の観点から、自動交付機の導入や民間活用の可能性なども含め検討します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
検討委員会の設置		→		
役割分担の整理、区役所へ移譲すべき業務の選定		→		
窓口業務の拡大			→	

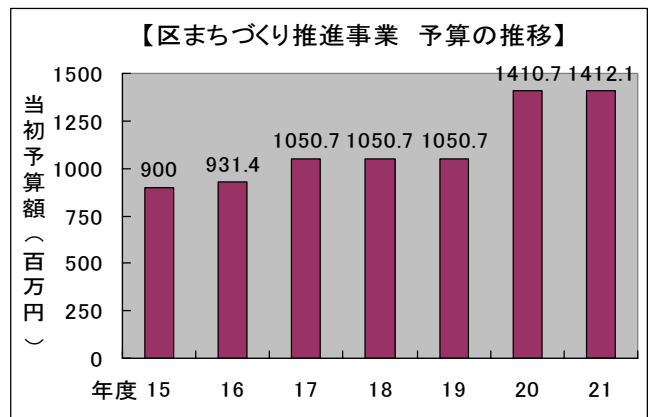
《2-2 予算》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・ 区の独自性・裁量性が発揮できるよう、予算制度を改革します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・ 平成21年度の区まちづくり推進事業として、1区当たり、おおむね1億4千万円が予算化されています。



② 取組内容

- ・ 「区役所のあり方検討委員会」における議論を踏まえ、区長への権限移譲の範囲などを決定し、区の独自性・裁量性が発揮できる予算制度を検討します。
- ・ 区で行う業務等が確定した後に、新たな予算制度に基づく予算を編成します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
区長の予算要求方法などの検討	→			
新たな予算制度による予算編成			→	

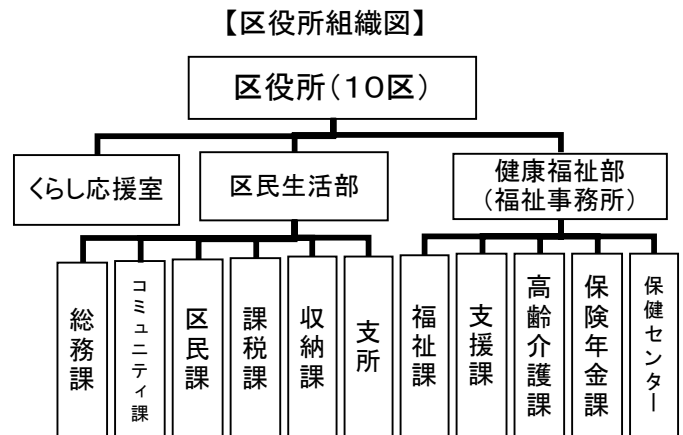
《2-3 組織・人事》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成22年度末までに、区の独自性・裁量性が発揮できるよう、区長の組織や人事配置の権限を見直します。

現状（平成21年3月末時点）

- 区長には、組織権限は付与されていません。
- 区長には、係長以上の職員を除き、人事配置権限が付与されています。



② 取組内容

- 簡素で効率的な組織体制を堅持しつつ、区の業務における様々な課題の解決や迅速な対応、区民の声を行政に生かすため、区長に新たに組織権限を付与するとともに、区の全てのポストの人事配置権限を付与します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
区長の組織・人事配置権限の見直し		→		
区長の組織・人事配置権限の付与			→	

所管課 総務局 総務部 総務課 (問合せ先：048-829-1081)
 総務局 人事部 人事課 (問合せ先：048-829-1090)

《2-4 くらし応援室の設置》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 区民の声がさらに区政に反映できるよう、平成21年7月に区長直轄の「くらし応援室」を設置します。

現状（平成21年3月末時点）

- 各区役所の区民生活部生活課において、区民生活に係る窓口業務を取り扱っていますが、区長直轄の組織ではありません。



【浦和区くらし応援室（平成21年7月1日設置）】

◆「くらし応援室」の主な特徴◆

たらいまわしにしません！

担当所管が不明な場合の相談を一時的に受け付け、待たせない窓口を目指します。

区長直轄で柔軟な対応をします！

区長直轄の組織であるため、組織横断的な対応が可能となり、様々な区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応します。

② 取組内容

- 様々な区民のニーズに迅速かつ柔軟に対応するため「生活課」を廃止し、相談窓口を一本化した区長直轄の「くらし応援室」を設置します。
- 「くらし応援室」では、係制を廃止し、グループ制を導入することにより、柔軟な業務体制とし、区民サービスの充実・強化を図ります。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
「くらし応援室」の設置	● 7月			
区民サービスの充実・強化	→			

3 区長マニフェストを全区長が策定するようにします。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度は、各区の個性を生かしたまちづくりを推進するため、各区の組織目標や各区共通の取組目標からなる区長マニフェストを策定し、10月に公表します。
- ・平成22年度から、毎年4月に公表します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・区役所では、区政運営における区の目標やまちづくり推進事業などを内容とする区政方針を策定していますが、区長マニフェスト(注1)は、策定していません。



【区長マニフェスト(平成21年10月公表)】

② 取組内容

- ・区長マニフェストは、数値化・定量化した目標を多く掲げ、区民にわかりやすい内容とします。
- ・区長マニフェストの達成状況などの検証は、市民や有識者などによる外部評価を毎年3月に行い、4月に当該年度の区長マニフェストに合わせ公表します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
区長マニフェストの公表	→			
区長マニフェストの検証	→			

(注1) マニフェストは、政権公約の意味で使われることが多いが、この区長マニフェストについては、市民に一番身近な区役所の舵取り役である区長が、区民に対して、1年を通して区政運営に当たる取組姿勢や区民サービスの具体的な目標などを明らかにし、区の特性を活かしたまちづくりを積極的に推進していくことを目的とするもの。

4 市長の退職手当を50%減額します。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度中に、「さいたま市長の退職手当の特例に関する条例」を制定し、市長の退職手当を50%減額します。

現状

- ・市長の退職手当の減額措置は、実施していません。（平成21年5月27日時点）

○現行条例の市長退職手当の額
35,798,400円


○50%減額した場合の額
17,899,200円

（※現行の市長給料月額1,243,000円を算定基礎とし、市長任期1期4年（48月）で算出した場合）

② 取組内容

- ・徹底した行財政改革を基本方針とした、新たな市政を運営する方針を内外に示すため、現下の厳しい社会経済情勢を勘案した「さいたま市長の退職手当の特例に関する条例」を制定し、財政効果の高い市長の退職手当の減額を行います。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
条例の制定				

所管課 総務局 人事部 給与課 （問合せ先：048-829-1862）

5 市長給与を10%減額します。(すぐ)

① 数値目標等(取組指標・方針)

- 平成21年度中に、「さいたま市市長等の給料の特例に関する条例」を制定し、市長給与を10%減額します。

現状

- 市長給与の減額措置は、実施していません。
(平成21年5月27日時点)

○現行条例の市長給料月額
1,243,000円

○10%減額した場合の額
1,118,700円

② 取組内容

- 効率的、効果的な行政運営を図り、徹底した行財政改革を基本方針とした市政運営を行うため、「さいたま市市長等の給料の特例に関する条例」制定し、市長給与を10%減額します。

③ 事業計画(工程表)

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
条例の制定	→			
市長給与の減額	→			

所管課 総務局 人事部 給与課 (問合せ先: 048-829-1862)

6 指定管理者の指定などにおける透明性を確保します。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度から、指定管理者（注1）をすべて公募によって選定します。

現状

- ・平成21年4月1日時点で指定管理者導入施設236施設のうち、公募による選定は61施設で、公募率は25.8%となっています。

【指定管理者公募率の推移】

	導入施設数	うち公募施設	公募率
平成18年4月	226	56	24.8%
平成19年4月	227	56	24.7%
平成20年4月	235	60	25.5%
平成21年4月	236	61	25.8%

② 取組内容

- ・指定管理者の審査選定過程の透明性や客観性、専門性を向上するため、平成21年7月に、指定管理者審査選定委員会の外部委員を2名から4名に増員します。
- ・民間活力を導入し、さらに効率的・効果的な公共施設の管理・運営を行うため、平成22年度から、すべての公共施設において公募による指定管理者の選定を実施します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
指定管理者選定委員会の外部委員の増員（2名→4名）		● 7月			
指定管理者の全面的公募の実施			→		

（注1）指定管理者とは、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体の指定を受けて、公の施設の管理運営を包括的に代行する法人その他の団体。

所管課 行財政改革推進本部 民間力活用チーム （問合せ先：048-829-1108）

7 一職員一改善提案制度を創設します。（すぐ）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年9月に、「一職員一改善提案制度」（注1）を創設します。
- ・平成24年度末までに、年間の提案件数を4,000件にします。

現状（平成21年3月末時点）

- ・職員からの提案制度として、業務改善制度（平成20年度の改善件数398件）と職員提案制度（平成20年度の提案件数34件）を実施していますが、職員が市長に直接改革提案を行う制度は、実施していません。

【提案件数実績】

件数	18年度	19年度	20年度
職員提案	47	45	34
業務改善	—	—	398

② 取組内容

- ・平成21年9月に、市民サービスの向上や事務の効率化を図ることを目的とし、メールなどにより、市長へ直接職員が改善提案を行う「一職員一改善提案制度」を創設し、年1回事例発表会を行います。
- ・優秀な提案や改善は、提案者を中心とした若手職員による検討グループを設置し、民間アドバイザー等も積極的に活用し、実現化・事業化を図ります。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
一職員一改善提案制度創設		● 9月			
一職員一改善提案制度の実施（年間提案件数）			年間：2,000件	年間：3,000件	年間：4,000件

（注1）一職員一改善提案制度とは、自らの業務に関し、より良いやり方を探し、改善・改革を行った成果を、各局等が取りまとめ、市長へ報告する「業務改善」と、市民サービスの向上や事務の効率化を図ることを目的として、職員が所属する課以外の所管事項に関し、市長へ庁内メールで提案する「職員提案」からなるもの。

8 政令指定都市初の予算編成過程の透明化も含め、徹底的な情報公開を行います。（すぐ）

《8-1 予算編成過程の公開》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度当初予算編成から、予算編成過程の公表を行います。

現状（平成21年3月末時点）

- ・予算編成過程の公開については、「予算編成方針」と「予算案の概要」を各区役所情報公開コーナーやホームページで、公表していますが、予算編成過程は公表していません。

【予算編成過程の公表時点と内容】

＜公表時点と内容＞	
時点	内容
予算編成方針作成時点	予算編成方針
予算要求時点	総額（款別・局別）
市長査定終了後	総額、主要事業の査定結果 予算案の概要

＜主要事業の範囲＞	
年度	主要事業の範囲
平成22年度編成	しあわせ倍増行動計画事業及び新実施計画事業から選定
平成23年度編成	しあわせ倍増行動計画全事業及び新実施計画事業全事業
平成24年度編成以降	上記以外に事業主管局が選定した事業を追加

② 取組内容

- ・予算編成開始時に予算編成方針を公表し、予算要求額、予算査定額などの予算編成過程の内容については、予算案の概要と合わせてホームページ等で公表します。
- ・公表対象事業は、「主要事業」とし、しあわせ倍増行動計画事業、総合振興計画新実施計画事業、その他各局が選定する事業から決定します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
予算編成過程をホームページ等で公表				

所管課 財政局 財政部 財政課 （問合せ先：048-829-1153）

8 政令指定都市初の予算編成過程の透明化も含め、徹底的な情報公開を行います。（すぐ）

《8-2 会派要望への対応状況の公表》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度から、市議会各会派からの「予算編成への要望書」に対する回答書を公表します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・さいたま市議会各会派からの「さいたま市予算編成への要望書」に対する対応状況については、各会派ごとに回答をしていますが、回答書の公表はしていません。
- ・政令指定都市で、市議会各会派からの「予算編成への要望書」に対する対応状況を公表している市はありません。

② 取組内容

- ・さいたま市議会各会派からの「予算編成への要望書」に対する回答書については、市民に分かりやすく作成し、予算編成終了後、速やかに市のホームページなどで公表します。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
当初予算編成に対する要望への回答書の作成・公表	2月公表	2月公表	2月公表	2月公表

所管課 政策局 都市経営戦略室 （問合せ先：048-829-1064）

9 情報公開日本一を実現します。（2年以内）

《9-1 情報提供体制の整備》

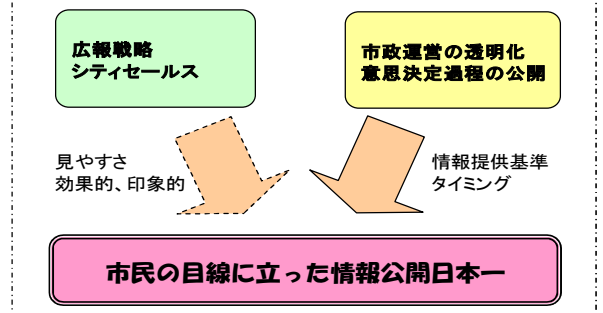
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 行政情報の積極的な「見える化」（注1）を推進するため、情報提供に関する要綱を整備し、平成22年度末までに、「広報（情報提供）マスタープラン」を策定します。

現状（平成21年3月末時点）

- 「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、会議開催の周知や会議録の公表をしています。
- 市の基本的な計画や事務事業評価結果などの公表を行っていますが、情報提供の基準は作成していません。

【見える化プランのイメージ図】



② 取組内容

- 平成21年度末までに、行政情報の提供の方法や基準などを定めた情報提供に関する要綱を整備します。
- 平成21年度末までに、情報公開コーナーにおける行政情報の分かりやすい見せ方を検討し、配置基準を作成します。
- 平成22年度末までに、戦略的な広報活動やシティセールスなどを取り入れ、更なる市政運営の透明化を図るため、「広報（情報提供）マスタープラン」を策定し、積極的な行政情報の「見える化」を推進します。
- 平成22年度末までに、ホームページの掲載方法を随時改善するとともに、管理職の再就職先（営利企業等）一覧の公表など、市民が求める行政情報を市民に分かりやすく提供できる新たな仕組みを構築します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
情報提供に関する要綱の整備		→			
情報公開コーナーにおける配置基準の作成		→			
広報(情報提供)マスタープランの策定		→	→		
ホームページの掲載方法の改善		→	→		

(注1) 行政情報の「見える化」とは、市政運営の透明化を図るために、自治体が保有するさまざまな情報を、日頃から、広報やホームページなどを通じて市民に提供し、行政と市民とで共有すること。

所管課 総務局 総務部 市政情報課 (問合せ先：048-829-1118)

9 情報公開日本一を実現します。（2年以内）

《9-2 都市経営戦略会議の審議内容等の公表》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年9月から、都市経営戦略会議（注1）の審議内容と会議資料を公表します。

現状（平成21年3月末時点）

- 都市経営戦略会議の審議内容等については、ホームページや情報公開コーナーでの情報提供は行っていません。

【都市経営戦略会議開催・審議実績】

年 度	開催数 (回)	案件数 (件)
平成17年度	28	63
平成18年度	22	65
平成19年度	22	55
平成20年度	26	58

② 取組内容

- 都市経営戦略会議の審議内容等の公表に関する基準を定めます。
- 都市経営戦略会議の審議内容及び会議資料は、おおむね1か月以内に、ホームページに掲載するとともに、各区役所の情報公開コーナーにおいて公表します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
審議内容等の公表基準策定		● 8月			
審議内容等の公表		● 9月	→		

（注1）都市経営戦略会議とは、市政運営の基本方針及び重要施策の決定、行政部門間の総合調整等を円滑に行うとともに、市政の総合的かつ効率的な経営を迅速に行うため、平成17年5月31日に設置したもので、市長が主宰し、市長、副市長、教育長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長及び総合政策監をもって構成する。

所管課 政策局 都市経営戦略室 （問合せ先：048-829-1064）

9 情報公開日本一を実現します。（2年以内）

《9-3 パブリックコメントの充実》

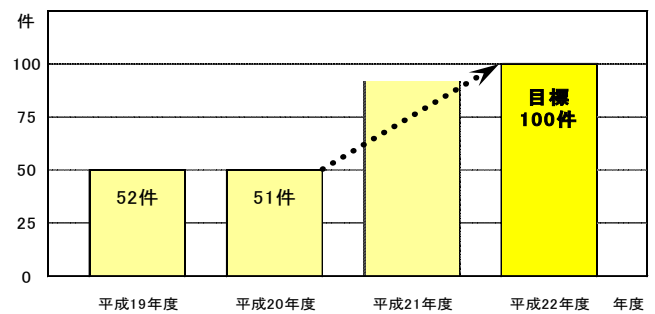
① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度末までに、パブリックコメント制度（注1）要綱に基づく実施案件の平均意見提出件数を、平成20年度の51件から100件に倍増します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成20年度のパブリックコメント実施案件11件に対する平均意見提出件数は51件です。

【パブリックコメント 意見提出件数(1件当たりの平均)の推移】



② 取組内容

- ・パブリックコメントの実施に当たっては、要綱に定められた情報公開コーナーやホームページでの資料公表方法のほか、市民が容易にパブリックコメントの案を入手できるよう配布場所を増やしたり、タウンミーティングなどの市民と直接対話できる機会を活用するなど、さらなる市民への情報提供・制度周知を行います。
- ・パブリックコメント制度の目的である「市民と行政との協働による透明性の高い公正な市政運営」を確保するため、要綱に基づき、各実施機関において適正かつ円滑に制度運用がされるよう、全組織を対象とした制度研修会を毎年度実施します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
市民への情報提供・制度周知		→			
制度研修会の実施		→			

（注1）パブリックコメント制度とは、市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する市の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる制度。

所管課 市民局 市民部 コミュニティ課 （問合せ先：048-829-1068）

9 情報公開日本一を実現します。（2年以内）

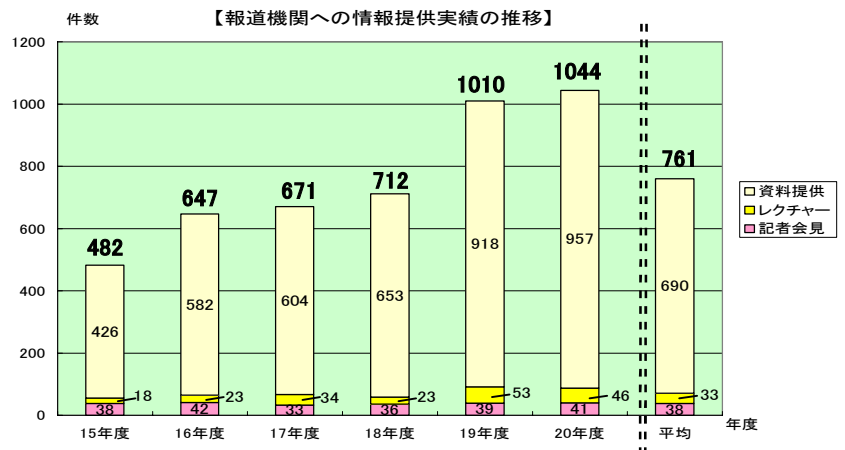
《9-4 パブリシティの推進》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度までに、パブリシティ（注1）の件数を約1,500件に増やします。
- ・平成21年度中に、市長定例記者会見を月1回から2回に増やします。
- ・平成21年度中に、教育長による定例記者会見を開始します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・政令指定都市移行後6年間の報道機関への情報提供実績は、年間約750件となっています。



② 取組内容

- ・市報に掲載する案件については、原則、すべて報道機関への情報提供を合わせて行います。
- ・市長定例記者会見については、市が発信する情報提供の機会を増やし、市民との行政情報の共有化を図るため、現在の月1回開催を月2回とします。
- ・より開かれた教育行政を推進するため、新たに教育長記者会見を実施します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
市報掲載する案件の報道機関提供		→			
市長定例記者会見の月2回開催		→			
教育長記者会見の開催		→			

（注1）パブリシティとは、記者会見・レクチャー・資料提供による情報提供をいうもので、マスメディア（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等）広告媒体を利用することが多いという共通点はあるものの、マスメディアに対して情報発信者が代金を払わない活動として、広告とは異なる活動とされるもの。

所管課 市長公室 報道監付 （問合せ先：048-829-1017）

9 情報公開日本一を実現します。(2年以内)

《9-5 身近な道路整備要望への対応状況の公表》

① 数値目標等(取組指標・方針)

- ・平成22年度から、身近な道路整備の要望への対応状況などを公表します。

現状(平成21年3月末時点)

- ・暮らしの道路整備事業(注1)やスマイルロード整備事業(注2)は、道路沿線住民の要望に基づく年間の要望数が100件程度ある事業です。
- ・要望者には測量・工事の予定年度等を事前に通知していますが、ホームページなどでは対応状況の公表は実施していません。

【道路整備事業 要望受付対応状況の公表イメージ】

年度	No.	要望場所		路線名	要望内容	取組状況
		区名	場所			
21	1	浦和	〇〇〇	〇〇〇号線	側溝改良 舗装改良	〇〇〇
21	2	大宮	〇〇〇	〇〇〇号線	側溝改良 舗装改良	〇〇〇
21	3	北	〇〇〇	〇〇〇号線	側溝改良 舗装改良	〇〇〇
21	4	見沼	〇〇〇	〇〇〇号線	側溝改良 舗装改良	〇〇〇
21	5	南	〇〇〇	〇〇〇号線	側溝改良 舗装改良	〇〇〇

注:道路整備事業には《暮らしの道路整備事業・スマイルロード整備事業》があります。

② 取組内容

- ・身近な道路整備の要望への対応状況の透明化を図るため、暮らしの道路整備事業及びスマイルロード整備事業の要望の受付や対応状況などについて、ホームページで公表します。

③ 事業計画(工程表)

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
要望受付の公表			→		
要望対応状況の公表				→	

(注1)暮らしの道路整備事業とは、地元の皆様からの申請に基づき、道路幅員4m未満の狭い生活道路の拡幅を、必要な用地を市に無償寄付していただき、市で測量・分筆・登記及び道路整備(工事)を行うもの。

(注2)スマイルロード整備事業とは、毎日利用されている道路の環境整備や老朽化の改善など、利用者のニーズに応えるため、沿線の皆様からの申請に基づき、道路整備(工事)を行うもの。幅員が4m未満の道路の拡幅整備については、暮らしの道路整備事業の対象。

所管課 建設局 土木部 道路環境課 (問合せ先:048-829-1490)

9 情報公開日本一を実現します。（2年以内）

《9-6 市へ寄せられた意見とその対応状況の公表》

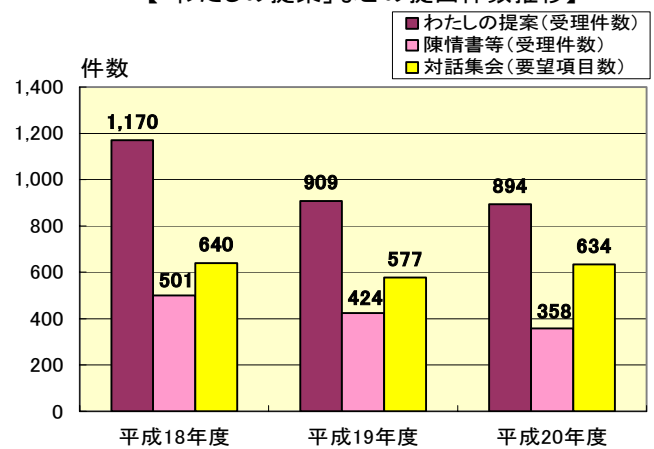
① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年度中に、「わたしの提案（注1）」やタウンミーティング、各区で実施した対話集会、各団体から市長宛に提出された陳情書などの市に寄せられた意見とその対応状況をホームページで公表します。

現状（平成21年3月末時点）

- 「わたしの提案」については、提出件数と主な対応状況を、陳情・要望については、局別の受理件数及び処理件数をホームページに掲載しています。

【「わたしの提案」などの提出件数推移】



② 取組内容

- 「わたしの提案」で寄せられた提案のうち市長から回答したすべての案件について、分野・内容ごとに取りまとめ、ホームページで公表します。
- タウンミーティングでの意見とその対応結果について、ホームページで公表します。
- 各区で実施した対話集会、団体から市長宛に提出された陳情書等における意見とその対応結果について、ホームページで公表します。
- 平成22年度から、パブリック・コメントやコールセンターの対応状況を含め、その概要を広聴事業概要書に掲載し、毎年度公表します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
「わたしの提案」対応状況をホームページで公表		→			
陳情書等をホームページで公表		→			
対話集会での意見をホームページで公表		→			
タウンミーティング実施状況をホームページで公表		→			
広聴事業概要書の作成・公表			→		

（注1）わたしの提案とは、市政に対する建設的な提案を市長に対して寄せていただく制度。

所管課 市民局 市民部 コミュニティ課 （問合せ先：048-829-1068）

10 外郭団体の長への市長・副市長の兼職を廃止します。（2年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年度末までに、市長・副市長が外郭団体の長（理事長などの代表者）を兼ねている団体を13団体からゼロにします。

現状

- 平成21年5月1現在、外郭団体22団体のうち13団体において、市長又は副市長が理事長などの代表者となっています。

【外郭団体への市長・副市長の代表者就任状況一覧（H21.5.1現在）】

No.	外郭団体の名称	代表者
1	(財)さいたま市国際交流協会	市長
2	さいたま市土地開発公社	副市長
3	(財)さいたま市公立施設管理公社	副市長
4	(財)さいたま市文化振興事業団	市長
5	(財)さいたま市浦和地域医療センター	市長
6	(社福)さいたま市社会福祉協議会	市長
7	(社福)さいたま市社会福祉事業団	副市長
8	(財)さいたま市在宅ケア サービス公社	副市長
9	(社)さいたま観光コンベンションビューロー	市長
10	(財)さいたま市公園緑地協会	副市長
11	(財)さいたま市都市整備公社	副市長
12	(財)さいたま市土地区画整理協会	副市長
13	(財)さいたま市体育協会	市長

② 取組内容

- 市と外郭団体の関係の透明性・公正性を高めるため、平成21年度末までに市長・副市長の兼職を廃止し、平成22年度から、外郭団体の代表者に、市長・副市長以外の経営能力のある民間人や公募等で選考した人材などを登用していきます。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
外郭団体の代表者への市長・副市長の兼職廃止		→			
外郭団体の代表者への民間人などの登用			→		

所管課 行財政改革推進本部 民間力活用チーム （問合せ先：048-829-1108）

1.1 職員の自動的な天下りを廃止します。（2年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成21年度末までに「（仮称）退職職員の再就職管理の適正の確保に関する要綱」を策定します。
- ・外郭団体の役員等への退職職員の再就職を平成22年度末までに見直し、職員の自動的な天下りを廃止します。

現状（平成21年3月末時点）

- ・外郭団体へは、21団体へ96人の退職職員が再就職しています。

【外郭団体への退職職員の再就職状況の推移】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
公益的法人等再就職者数	63人	80人	91人	96人

② 取組内容

- ・職員の再就職管理の適正の確保に関する要綱を策定し、民間等への再就職者名の公表、市への営業活動の自粛などの規制を行います。
- ・退職職員の外郭団体への再就職に係る市からの紹介を廃止します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
職員の再就職管理の適正の確保に関する要綱の制定		→			
外郭団体の役員等への紹介廃止		→			

所管課 総務局 人事部 人事課 （問合せ先：048-829-1090）

12 行政職への民間人登用を含め、実力ある人を適材適所に配置します。 (2年以内)

《12-1 行政職への民間人登用》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成21年度中に、「さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定し、行財政改革の分野に民間人を登用します。
- 平成23年4月までに、行財政改革と合わせ、観光・経済・広報・文化振興などの分野に任期付職員を15人程度採用します。

現状(平成21年3月末時点)

- 民間企業等における職務経験5年以上の者を対象とした職員採用試験を実施しています。

【任期付職員を採用している団体】

	採用団体数	
	採用数	採用実施率
都道府県	40	85.1%
政令指定都市	10	58.8%
市区町村	144	8.0%
計	194	10.4%

採用実施率は、調査対象の全団体数(都道府県47、政令指定都市17、市区町村1,794、計1,858)に対する割合である。(20.4.1現在 出典:総務省資料)

② 取組内容

- 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて採用するための要件や給与の特例等を定める「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を制定します。
- 公務部内では得られない高度の専門性を備えた民間の人材を活用し、民間のノウハウや経営感覚を取り入れるため、行財政改革・観光・経済・広報・文化振興などの分野に民間人専門家を任期付で採用します。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
条例の制定		● 9月			
任期付職員の選考・採用			→		

所管課 総務局 人事部 人事課 (問合せ先: 048-829-1090)

12 行政職への民間人登用を含め、実力ある人を適材適所に配置します。 (2年以内)

《12-2 民間企業等経験者の採用》

① 数値目標等（取組指標・方針）

- 平成23年4月に、民間企業等における職務経験者の採用を5人から10人に倍増します。

現状(平成21年3月末時点)

- 平成18年度から、「民間企業等経験者(対象:民間企業等における職務経験が5年以上ある者)」を職員として採用しています。

	職種			合計
	行政事務	化学	薬剤師	
平成18年4月1日採用		2	1	3
平成19年4月1日採用	1	3	1	5
平成20年4月1日採用	5			5
平成21年4月1日採用	5			5

② 取組内容

- 民間企業等で培われた職務経験を活かし、組織の活性化を図るため、民間企業等における職務経験者の採用枠を、教育委員会の取組も含め、平成23年度から10名に増やします。

③ 事業計画（工程表）

年度 実施事業等	H21	H22	H23	H24
民間企業等経験者の採用	5名	5名	10名	10名

所管課 総務局 人事部 人事課 (問合せ先：048-829-1090)
教育委員会 学校教育部 教職員課 (問合せ先：048-829-1653)

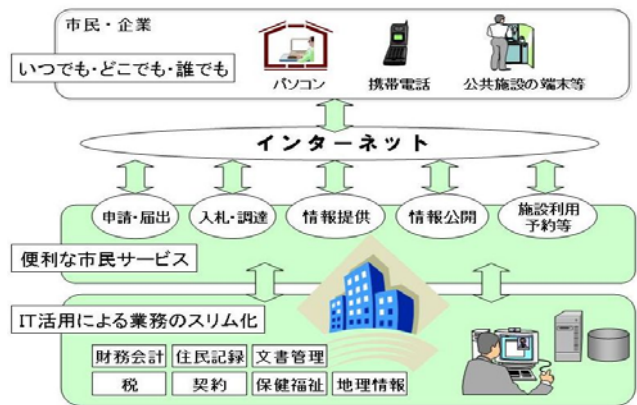
13 電子市役所を構築します。（4年以内）

① 数値目標等（取組指標・方針）

- ・平成22年度末までに、基幹系システムの再構築を完了し、運用コストを削減します。
- ・市民サービスの充実に向けた電子市役所（注1）を構築していきます。

現状（平成21年3月末時点）

- ・平成19年度から「第2次情報化計画」に基づき電子市役所の構築を進めています。
- ・「情報システム最適化事業」として基幹系（住民記録・税・国保等）システムの再構築に着手し、経費の大幅な削減に取り組んでいます。



【さいたま市電子市役所のイメージ】

② 取組内容

- ・平成22年度末までに、基幹系システムの再構築を完了し、運用コストを削減します。
- ・平成22年度中に、情報化計画策定市民懇話会を設置し、市民や有識者の意見を反映した「第3次情報化計画及びアクション・プラン」を策定します。
- ・平成23年度から、窓口業務の効率化、電子申請による手続きの簡素化、コンビニ等を活用した利便性の向上などによる市民サービスの充実積極的に取り組み、更なる電子市役所を構築していきます。

③ 事業計画（工程表）

実施事業等	年度	H21	H22	H23	H24
基幹系システムの再構築		→			
市民懇話会の設置・第3次情報化計画及びアクション・プラン策定			→		
市民サービスの充実に向けた電子市役所構築				→	

（注1）電子市役所とは、情報通信技術（IT）を活用し、より便利で質の高いサービスを提供できる自治体をいう。

所管課 政策局 政策企画部 情報政策課 （問合せ先：048-829-1102）